

中津川市地域福祉計画 第2期計画

《平成27年度～令和8年度》

(中間見直し版)

令和4年3月

中津川市

目 次

第1章 中津川市地域福祉計画の中間見直しにあたって	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 見直し後の計画の位置づけ	2
(1) 地域福祉計画の位置づけ	2
(2) 地域福祉計画に盛り込む事項	2
(3) 中津川市総合計画（平成27年度～令和8年度）との関係	4
(4) 分野別計画・関連計画との関係	4
(5) 地域福祉活動計画との関係	4
第2章 基本的な計画の考え方（中間見直し後）	6
1 新たな公共への展開	6
2 見直し後の計画の基本理念	7
3 基本目標（中間見直し後）	8
4 計画の体系（中間見直し後）	9
第3章 第2期計画の進捗状況と課題	10
基本目標1 人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり	10
基本目標2 みんなで支え、助け合うまちづくり	11
基本目標3 だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり	12
基本目標4 だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり	14
第4章 見直し後の施策の展開	16
基本目標1 人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり	17
(1) 地域で支え合う意識づくり	17
(2) 交流の機会の充実	18
(3) 地域の支え合いを担う人づくり	19
基本目標2 みんなで支え、助け合うまちづくり	20
(1) 見守り体制の強化	20
(2) 地域活動への支援	21
(3) ボランティア活動の推進	22
基本目標3 だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり	23
(1) 地域住民等による情報共有・提供体制の充実	23

(2) 地域の相談・支援体制の充実.....	24
(3) 生活困窮者への支援.....	25
(4) 福祉サービスの利用.....	25
基本目標4 だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり	26
(1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進.....	26
(2) 感染症対策の推進（追加）	27
(3) 権利擁護事業の充実.....	28
(4) 社会復帰をめざす人への支援（追加）	29
資料編	30
1 中津川市の協議会等の設置等に関する要綱(抄).....	30
2 中津川市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	32

1 計画見直しの趣旨

少子高齢化や核家族化の急速な進展、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりや地域への帰属意識の低下が進み、かつてあったような家庭や地域における相互扶助機能が低下するなど地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。また、自殺者の増加、配偶者への暴力、高齢者・障がい者・児童への虐待、ひきこもりなどによる地域社会からの孤立や 8050 問題のような複合化した課題を抱える世帯が増加しており、分野別の支援だけでは解決することが困難な状況となっています。

このような中、国において「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法が改正されました（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

この改正では、「地域共生社会の実現」に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域社会をともに創っていくという地域福祉推進の理念が規定され、住民の複合的な生活課題に対応する包括的な支援体制の構築を目指すこととされました。

本市においては、だれもが住みなれた地域で、その人らしく安心して健やかに暮らせる「温かい福祉のまち」の実現を目指し、平成 21 年 3 月に中津川市地域福祉計画（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。また、平成 27 年 3 月には、第 1 期計画の基本理念を継承し、その後の社会情勢の変化や、本市における地域福祉を取り巻く現状等を踏まえ、中津川市地域福祉計画第 2 期計画（以下「第 2 期計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。

第 2 期計画の策定以降も、制度の狭間にある人への支援、地域課題を受け止める総合的な窓口の必要性、課題解決のための包括的な支援体制の構築など、取り組むべき事項が生じています。そこで、社会福祉法の改正や今後取り組むべき事項を盛り込み、本市の地域福祉を更に推進するため、地域福祉計画の見直しを実施することとします。

※「はちまる・ごうまる」問題。80 歳代の親と 50 歳代の子ども組み合わせによる生活問題。

2 見直し後の計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同法第4条には「地域住民等は、相互に協力して、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されていることから、本市の地域福祉を推進するため、市民、関係機関、福祉サービス事業者と行政が一体となり、地域福祉計画を策定いたしました。

【参考】 社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）【令和3年4月1日施行】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の項目を一体的に定めることが求められています。

平成30年及び令和3年施行の社会福祉法の改正により、市町村が策定する地域福祉計画について、福祉分野の上位計画に位置づけるとともに、福祉の各分野で共通して取り組む事項を地域福祉計画に定める必要性が示され、さらに、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項が追加されました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【追加】
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項【追加】

【その他】

○ 要配慮者の支援（避難行動要支援者）

平成 19 年 8 月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）を策定・公表しました。

○ 生活困窮者の支援

平成 24 年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25 年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。平成 26 年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知されました。

【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

平成 27 年 4 月に、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等が施行され、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化を図ることが求められました。

○ 社会復帰をめざす人への支援

平成 28 年 12 月に、「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定され、再犯防止の基本理念を定め、国が再犯防止推進計画を策定すべきことや、国・地方公共団体が講ずるべき基本的施策について規定された。市区町村においては、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めるとともに、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を講ずるよう努めることが示されています。犯罪から立ち直ろうとする人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と社会の構成員として受け入れることの市民理解の促進を図るものです。

(3) 中津川市総合計画（平成27年度～令和8年度）との関係 ●●●●●

本計画は、中津川市総合計画の個別計画として位置づけられており、本市の将来都市像「かがやく人々 やすらげる自然 活気あふれる 中津川」を実現するため、地域福祉の重要性の理解促進と意識醸成、共助によるまちづくりの担い手育成、地域福祉人材の確保とネットワークづくりなど、「温かい福祉のまち」に向けた施策を推進します。

(4) 分野別計画・関連計画との関係 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

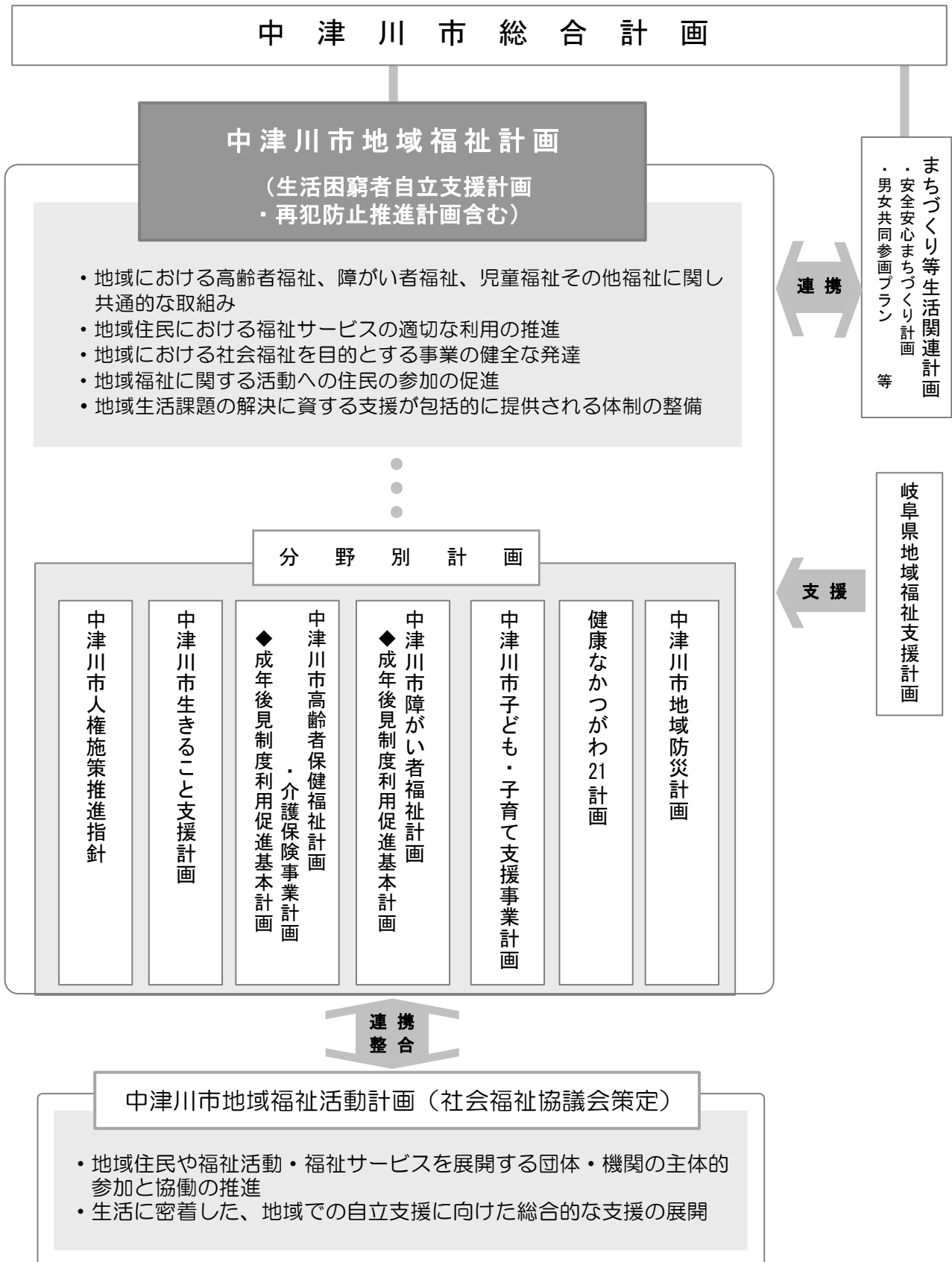
本計画は、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、児童（子育て支援）等の福祉に関する分野別計画の上位計画として位置づけ、理念やしぐみの整合性を図るものです。また、防犯や防災、まちづくりや男女共同参画など、地域福祉の推進において関連がある分野との連携も図ります。

(5) 地域福祉活動計画との関係 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

社会福祉協議会では、地域福祉活動計画を策定し、地域住民、福祉団体、ボランティア団体等と連携しながら、総合的かつ計画的に住民主体の地域福祉の推進に取り組んでいます。

本計画と地域福祉活動計画は、「地域福祉の両輪」として、相互に連携を図り、それぞれ取り組みを推進します。

本計画の位置づけ（中間見直し後）

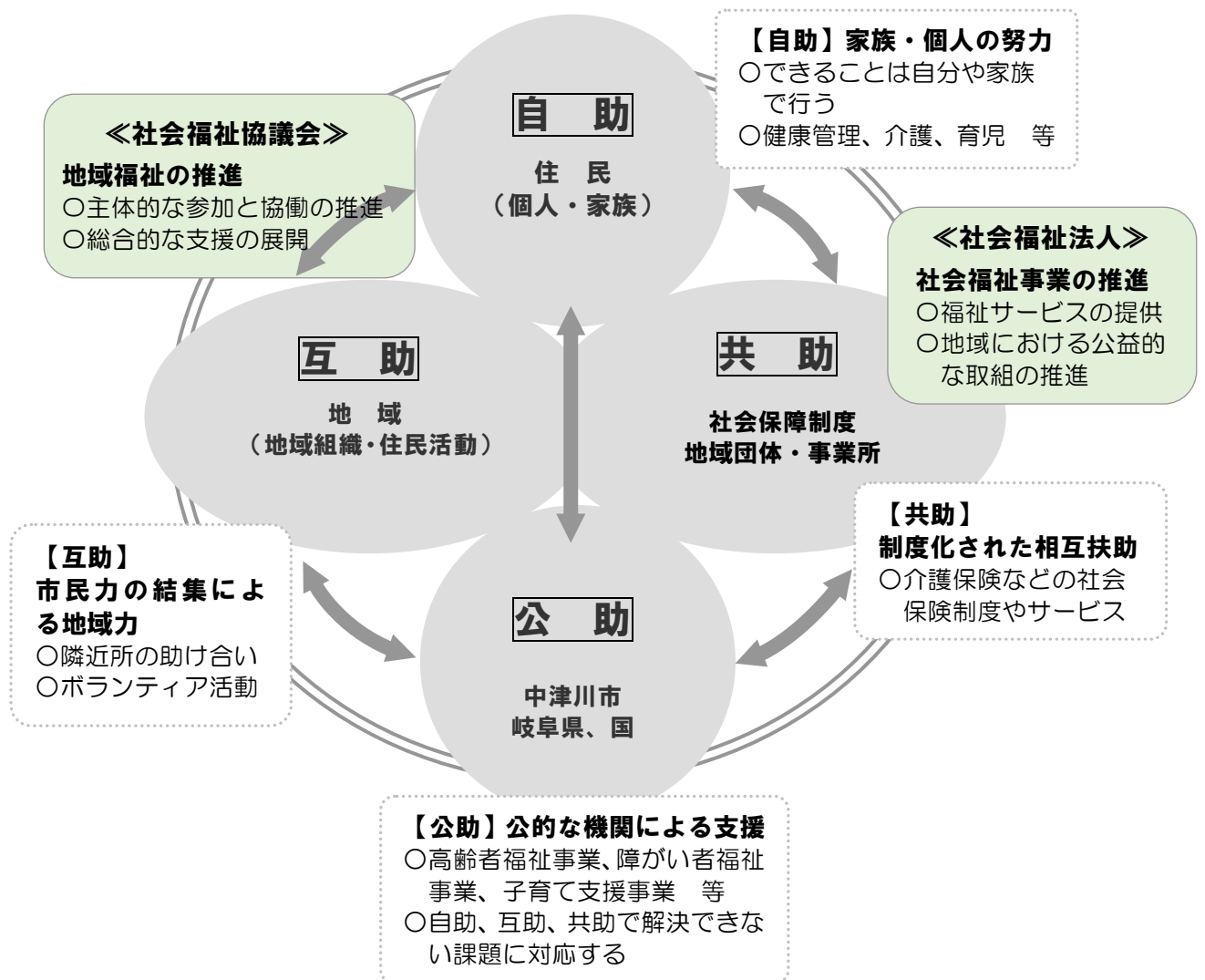


1 新たな公共への展開

少子高齢化を背景に、家族の支え合いの機能が低下してきている現状においては、様々な生活課題を解決するためには、公的な福祉サービスだけで対応することは困難です。地域住民、ボランティア、NPOなど、多様な団体や市民が担い手となり、地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために連携していくことが求められています。

今まで行政にゆだねられてきた社会福祉サービスやまちづくり全般について、今後、多様な担い手が相互に連携して創り上げていく考え方が必要です。

そこで、できることは自分や家族で行う「自助」、近所の助け合い、ボランティア、NPOなどによる支援「互助」、制度化された相互扶助「共助」、行政による支援「公助」の連携・協働による体制を地域につくり、効果的、効率的な地域福祉の推進を図ります。



2 見直し後の計画の基本理念

本市では、第2期計画において、第1期計画の基本理念である「だれもが住みなれた地域で その人らしく 安心して 健やかに くらせるまちの実現」「お互いさまの気持ちをもって 共に生き 支えあう社会の実現」を引き継ぎ、地域福祉を推進しています。

少子高齢化や核家族化の進展等によって地域福祉を取り巻く環境は変化し、新たな生活課題が生じるとともに、福祉ニーズも多様化、複雑化しています。こうした課題に取り組むためには、引き続き、市民が主体となり、共生・協働の考え方のもと、一人ひとりが自己実現できるまちづくりを行う必要があります。

そのため、第2期計画の見直し後もこの基本理念を継承し、地域福祉を推進します。

【基本理念】

だれもが住みなれた地域で その人らしく
安心して 健やかに くらせるまちの実現

お互いさまの気持ちをもって 共に生き
支えあう社会の実現

3 基本目標（中間見直し後）

基本理念の実現に向けて、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1. 人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり ●●●●●●●●

全ての市民が生きがいをもって社会参加し、地域において支え合う地域福祉の仕組みを構築します。また、地域での支え合い活動をより進めていくうえで、地域福祉の担い手の育成・支援を行います。

基本目標2. みんなで支え、助け合うまちづくり ●●●●●●●●●●

地域におけるさまざまなニーズに対応するため、支援を必要とする人に対する見守り体制を強化するとともに、地域活動や支え合い活動への支援、ボランティア活動の推進により、みんなで支え、助け合う地域を目指します。

基本目標3. だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり ●●

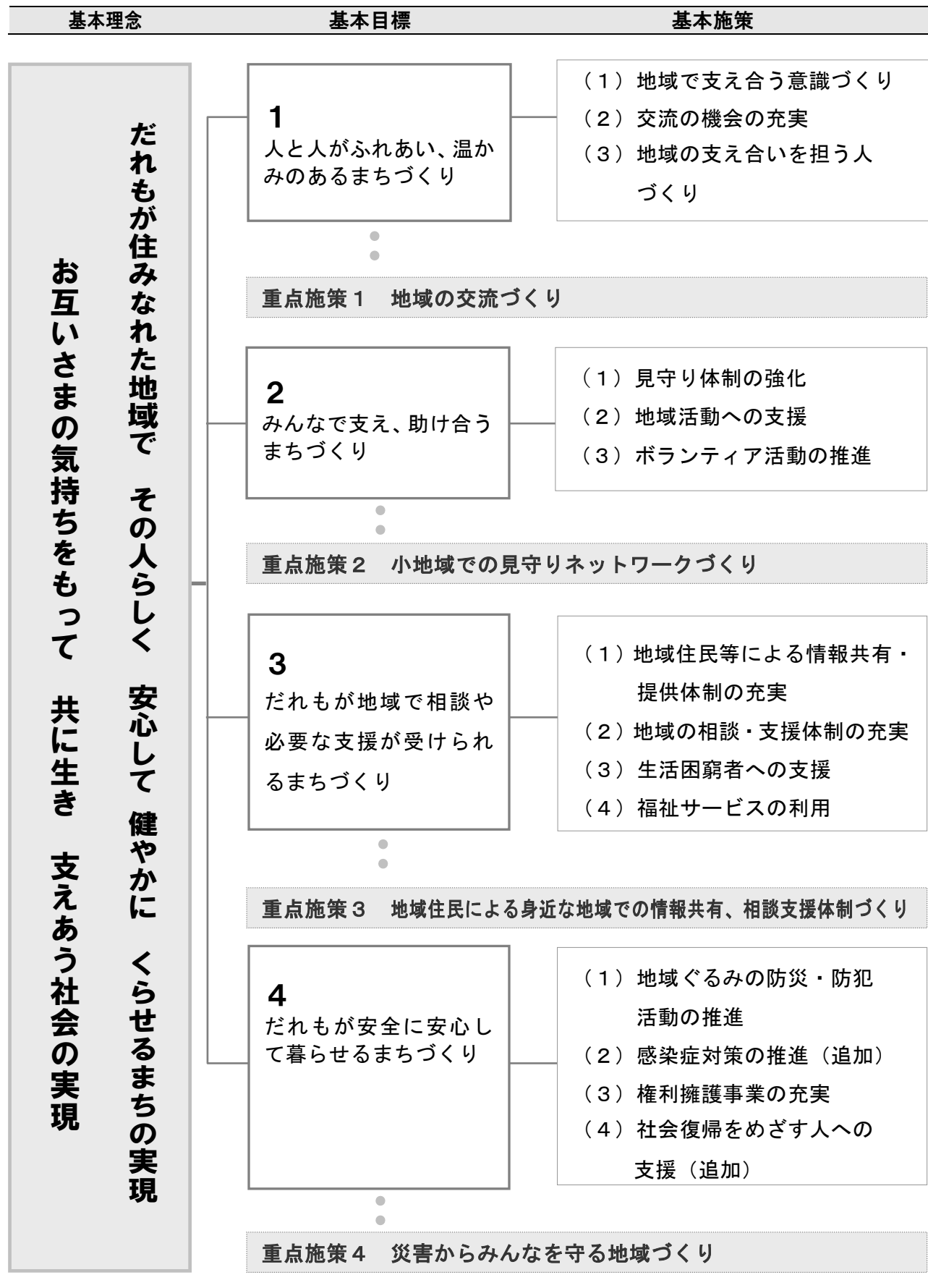
地域に住む人すべてが福祉サービスの情報を把握するため、サービスのわかりやすい情報提供に努めるとともに、だれもが身近で気軽に相談できる包括的な支援体制を目指します。

また、生活困窮者や複合化した課題を抱える人への支援を図るとともに、きめ細やかなサービスの提供を充実させ、福祉サービスの質の向上を図ります。

基本目標4. だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり ●●●●●●●●

安全・安心なまちづくりのため、地域の防災・防犯体制の強化や感染症対策を進めます。また、支援を必要としている人の権利擁護を図る事により、だれもお互いに人権を尊重し地域で自立した暮らしができるよう支援を充実させるとともに、犯罪から立ち直ろうとする人等の社会復帰についても支援します。

4 計画の体系（中間見直し後）



第2期計画の中間見直しに当たり、令和2年度までの計画の進捗状況と課題について確認をしました。

前頁の基本目標ごとに下記のとおり取りまとめ、今後の計画推進に生かしていきます。

基本目標1：人と人がふれあい、温かみのあるまちづくり

《主に取組んだこと》

(1) 地域で支え合う意識づくり

- ・市内の児童生徒を対象に、子どもの頃から地域社会で福祉への理解と関心を高めるとともに、ボランティア活動の実践を通して「福祉の心」をもつ社会の担い手としての成長を支援する社会福祉協議会による福祉推進指定校事業の福祉教育や、人権擁護委員協議会による人権・同和教育を推進しました。
- ・認知症や障がいのある人へ地域の幅広い世代から理解・意識を深める啓発の取組として、各所での認知症サポーター養成講座の開催や図書館での展示を行いました。

(2) 交流の機会の充実

- ・高齢者や障がい者、子どもや子育て中の保護者等が、公民館等を活用し気軽に参加し交流できる機会を提供しました。また、学校行事や地域イベントを通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流する機会を提供しました。
- ・社会福祉協議会では、身近な地域の中で住民主体の交流の場づくりを促進するため、高齢者サロンの立ち上げ等を支援しました。

(3) 地域の支え合いを担う人づくり

- ・地域において介護予防の普及啓発や通いの場で活動できる「介護予防サポーター」、認知症を正しく理解し認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」、聴覚障がい者と健聴者の意思疎通を支援する「手話奉仕員」等を養成しました。
- ・社会福祉協議会では、地域活動の担い手となる人材の発掘や地域活動への参加へつながる各種ボランティア養成講座の開催や、ボランティア団体が相互に交流・連携できる場を提供しました。

《課題》

- 身近な地域において、ふれあいサロンの立ち上げが進みましたが、今後さらに多くの住民が交流の機会を持てるよう、新規グループの立ち上げや既存の活動が継続できるよう支援が必要です。
- 地域活動の担い手が固定化し、高齢化が進んでいます。子どもや若い世代がボランティアへの関心を深め、主体的に福祉活動に参加できるような取組が必要です。
- サロンの運営者同士の交流を図り、活動しやすい環境づくりに努める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、サロン活動等の休止が続きました。再開への支援が必要です。

基本目標 2 : みんなで支え、助け合うまちづくり

《主に取組んだこと》

(1) 見守り体制の強化

- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員、地域福祉推進員等と連携し、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等に対する見守りや声かけ、相談等の福祉活動に取り組み、支援を必要とする高齢者の把握や虐待の早期発見に向けた地域の見守り体制づくりに努めました。
- 孤立死の防止に向けた取組の一環として、新聞配達業者等の民間事業者と高齢者の見守りに関する協定を締結し、訪問時に異変を発見した場合の通報体制を整備しました。
- 配食サービス事業の実施により、孤立しがちなひとり暮らし高齢者等に対する定期的な安否確認を行いました。
- 自治会、民生委員・児童委員と連携し、災害時要援護者名簿を作成して災害時に支援が必要な方の把握に努めました。
- 地域ケア会議を開催し、多職種による高齢者支援のための見守りネットワークを構築するとともに、地域課題の共有や地域資源の検討を行いました。

(2) 地域活動への支援

- 地域内のさまざまな関係機関が協力・連携を図ることで、地域の課題や強みを共有し、地域資源の発掘や支援体制の構築につながるよう地域の取組に支援を行いました。
- 民生児童委員連合会及び地区民生児童委員協議会の運営を支援し、個々の委員活動を

支える組織的な活動を促進しました。

- 老人クラブが実施する「健康増進」「文化活動」「環境友愛」をテーマとした活動を支援しました。

(3) ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会では、ボランティア育成のための養成講座の開催、広報・啓発、ボランティア同士の交流の場の提供、ボランティア登録の事務等ボランティア活動の促進に努めました。

《課題》

- 近年は高齢者の孤立だけでなく、高齢の親がひきこもりの子どもと同居している「8050問題」等適切な支援につながりにくい事例が発生しています。
- 多職種が参加する地域ケア会議の開催により、個別課題を地域の課題として住民や団体が共有する取組を進める必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域包括支援センターや民生委員・児童委員などによる見守り活動に大きな影響を与えており、直接的な訪問や面会を回避し電話や手紙を使った安否確認を実施するなど、工夫を重ねた対応が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の流行下においても効果的な見守りの在り方を引き続き検討していく必要があります。
- 身近な地域において住民の生活課題の解決につながるよう地域で活動する自治会や民生委員・児童委員、障がい児者団体、子育て支援団体の活動を引き続き支援していく必要があります。
- ボランティアを必要とする人とボランティアとして活動したい人・団体をつなぐボランティアセンターの認知度を高める広報の取組が必要です。

基本目標3：だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり

《主に取組んだこと》

(1) 地域住民等による情報共有・提供体制の充実

- 各種サービスや地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者地域支援センター等の相談窓口について市民に広く周知するために、分野別のサービスガイ

ド等の配布や広報紙やホームページへの掲載により情報提供を行ったほか、自治会や関係団体の学習会等へ出向いて出前講座を行いました。

(2) 地域の相談・支援体制の充実

- ・地域包括支援センター及び在宅介護支援センター、障害者地域支援センター、子育て世代包括支援センター、生活相談センターを設置し、支援が必要な方に対して専門的な相談に応じられるよう支援体制の強化を図りました。
- ・地域の身近な相談窓口である民生委員・児童委員や人権擁護委員が役割を發揮できるようホームページ等で活動の周知を図りました。
- ・社会福祉協議会では「心配ごと相談」等の各種相談事業を実施しています。

(3) 生活困窮者への支援

- ・社会福祉協議会に生活困窮者自立支援法に基づく「生活相談センターういず」を設置し、生活に困窮している方の自立に向け、専門的、かつ継続的な支援を実施しました。
- ・ひとり親支援の相談窓口として、ひとり親家庭自立支援員を配置して早期自立に向けた支援を実施しました。
- ・生活困窮者自立支援調整会議を設置し、庁内の関係部署間で定期的に事例検討を行い対応を検討しました。
- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センター等の関係機関や民生委員・児童委員をはじめとする住民組織と連携を図り、生活困窮者の早期把握に努めました。
- ・就労支援の一環で企業での職場体験を実施、住民から食料等の緊急物資の寄付をいただき食糧支援を実施しました。

(4) 職員の資質の向上

- ・各職種が役割を發揮できるようスキルアップに取り組んだほか、地域課題の共通理解を図るための多職種による合同研修会やケース検討会議を開催しました。

〈課 題〉

- ・若年者である40歳～64歳における地域包括支援センターの認知度が低いというア

ンケート結果*が出ているため、高齢者家族に対しても相談窓口の周知を図る必要があります。（*第8期介護保険事業計画策定に係るアンケート）

- 地域包括支援センターでは、相談件数の増加に加え相談内容も認知症、精神疾患、虐待、生活困窮等、複雑かつ多様化しており、地域での役割が重要となっています。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員による見守り活動が実施されていますが、こうした地域の福祉活動について、住民への周知や関心を高める活動をより充実させる必要があります。
- 高齢者等の支援ニーズに即したサービスの提供体制を整備するため、多職種間で連携し相互の理解や情報共有等を図る必要があります。
- 自ら相談しない方に関して把握が困難な状況があります。
- 引き続き、相談支援体制の機能強化と関係機関との連携をさらに推進する必要があります。

基本目標4：だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり

《主に取組んだこと》

（1）地域ぐるみの防災防犯活動の推進

- 自主防災会での防災訓練や災害時の要支援者にかかる個別避難計画の作成を通じて、地域における要支援者への避難支援体制づくりを進めました。
- 市の登録組織である地域安全ボランティアによる自主的な防犯活動の支援を行いました。
- 各地区社会福祉推進協議会では、地域生活あんしん事業として子どもの見守り活動や詐欺被害などの防犯活動を行いました。

（2）権利擁護の充実

- 権利擁護事業について、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業及び東濃成年後見センターが実施する成年後見制度のしくみについて様々な媒体を通じて周知啓発に努めました。
- 東濃成年後見センターと連携し、成年後見制度の巡回相談の開催や利用手続きの相談支援を行い、利用促進につなげました。
- 東濃5市で連携した成年後見制度の利用促進のため、令和3年度事業開始に向けた権

利擁護支援の中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築に取り組みました。

《課 題》

- 災害時要支援者名簿を作成し災害時に支援が必要な方の把握に努めていますが、名簿の登録状況が約 17%に留まっており、現状では支援者情報の収集が十分とは言えません。今後も引き続き、災害時要支援者名簿の必要性について説明・周知に努めるとともに、個人情報保護条例に基づく適切なルールのもとに名簿の情報等の共有を図る必要があります。
- 犯罪や交通事故から高齢者、障がい者、子ども等を守るため、地域ぐるみで見守りを行うことで、犯罪や交通事故を未然に防止し、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- 電話詐欺や悪質商法、詐欺事案等高齢者を狙う事案が後を絶ちません。また、家族等による虐待など、高齢者や障がい者の権利を侵害する事例が発生していますので、地域や関係機関が連携して見守り体制を検討する必要があります。
- 今後高齢化の進行により、物事の判断能力が十分でない方の増加が見込まれます。そのような方の支援のニーズを見落とさず適切な成年後見制度の活用につなげることができるよう関係機関と連携を図る必要があります。

第4章

見直し後の施策の展開

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、地域などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは個人や家庭でできることは自分たちで取り組み【自助】、それでもなお解決できないことは、隣近所等で相互に助け合い【互助】、さらに介護保険に代表される制度化された相互扶助【共助】、公的なサービス提供や、行政でなければ解決できない問題は行政が行う【公助】が必要であると考えられます。

地域福祉を推進していくためには、住民、団体・組織、企業、行政等様々な関係者が「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域の課題を「我が事」として受け止め、主体的に地域づくりや支え合いに参画することが求められています。

「市民」、「地域」、「市・社会福祉協議会」それぞれの立場における取り組みの方向性を示し、施策を展開していきます。

市民の取組 自助：地域に住む一人ひとりが取り組むこと

個人や家庭等、市民の取り組みの方向性を示します。

地域の取組 互助：地域が力を合わせて実現していくこと

地域コミュニティ（自治会、老人クラブ、身体障害者福祉協会、子ども会、民生委員・児童委員）、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、事業所など地域におけるさまざまな人や組織による取り組みの方向性を示します。

市民や地域の取組に対する支援 共助：制度化された相互扶助サービスを運営していくこと

公助：行政等の責任として推進していくこと

市民や地域の主体的な取り組みを支えるために、介護保険や医療保険などの制度化された相互扶助のサービスの適正な運営、市や社会福祉協議会の取り組みの方向性を示します。

基本目標 2

みんなで支え、助け合うまちづくり

(1) 見守り体制の強化

【今後の方向性】

既存のネットワーク等を含めた地域における見守り体制を強化するとともに、地域福祉の推進役としての自治会、地域まちづくり協議会、民生委員・児童委員、地域福祉推進員等をはじめとする関係団体の連携強化を推進します。

市民の取組

- 地域におけるちょっとした声かけをしましょう。
- 日々の生活の中で、見守りの必要な方への気配り、目配りを通して変化を見つけ、気づいた時に民生委員・児童委員等へ連絡をしましょう。
- 困っていることや、支援が必要なことの相談にのりましょう。

地域の取組

- 地域での見守り活動や声掛け活動等、地域での支え合いを進めましょう。
- 支援を必要とする人、支援する人がお互いに理解し合える交流の場をつくりましょう。
- 日頃より、地域で支援が必要な人を把握しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 既存のネットワーク、地域住民や事業者を含めた支え合い、見守り体制を通じて、生活不安を抱える高齢者や児童虐待などを早期に発見し、適切な関係機関につなげるネットワークの構築
- 一人暮らし高齢者の安否確認や相談対応等の取組の充実
- 自治会や民生委員・児童委員等との連携を図り、防災対策において特に配慮を要する方（要配慮者）、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動の推進

(2) 地域活動への支援

【今後の方向性】

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、自治会、地域まちづくり協議会、NPO等の地域の団体の活動を支援します。

市民の取組

- 伝統的行事や活動の目的を再認識し、地域社会における親近感や連帯感を高めましょう。
- 地域の行事に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員や地域福祉推進員の活動を理解し、協力をしましょう。

地域の取組

- 魅力あるまちづくり活動の実施及びまちづくり活動の重要性をPRしましょう。
- 高齢者や障がい者等、地域のすべての人が参加しやすい地域活動にしていきましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティア、NPO等地域福祉活動者のつながりを図りましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 地域活動の周知や地域コミュニティの活動状況の情報提供等
- 地域活動に参加ができるきっかけづくり
- 自治会を中心とした地域での支え合い活動への支援



基本目標 3

だれもが地域で相談や必要な支援が受けられるまちづくり

(1) 地域住民等による情報共有・提供体制の充実 ●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

制度や法律、福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。

市民の取組

- 福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- 必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。
- 広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- 地域の中で、身近な相談窓口について情報交換を行きましょう。

地域の取組

- 福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- 民生委員・児童委員やボランティアなどを通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう。
- 老人クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。
- 民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りましょう。
- 介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供を行きましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 広報紙やホームページ等のさまざまな媒体を利用し、地域福祉や福祉サービスに関する情報の周知
- ふれあい出前講座等によるわかりやすい福祉情報の提供
- 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、障害者地域支援センター等の相談窓口の周知
- 身近な相談者でもある民生委員・児童委員などの活動の周知
- 生きること支援関連窓口の周知（追加）

(2) 地域の相談・支援体制の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

相談内容に応じた各種支援センターの窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりをめざします。また、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、福祉関連事業所、医療機関等とも連携し、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

市民の取組

- 各種相談窓口を有効に活用しましょう。
- 近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう。

地域の取組

- 地域活動等を通して、民生委員・児童委員、地域福祉推進員、地域包括支援センター等の相談窓口の周知をしましょう。
- 民生委員・児童委員や地域住民が、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯等への訪問等を行いましょう。
- 民生委員・児童委員や自治会、福祉施設などが連携し、多様化する地域での相談ごとに対応しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター等を活用した相談支援体制の強化
- 障がい者の相談に対する、市、障害福祉サービス事業所、保健・医療関係者等と連携
- 子育て中の親が気軽に相談できる場の充実
- 身近な相談者でもある民生委員・児童委員の周知や各種相談窓口を広く紹介
- 支援が必要な人に適切な情報が届くよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、複雑化・多様化する地域福祉課題に対応できる重層的な相談支援のネットワークづくり（追加）
- 就労に困難を抱える方への支援（追加）

基本目標 4

だれもが安全に安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域ぐるみの防災・防犯活動の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

【今後の方向性】

地域において安全に安心して暮らし続けるため、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。

市民の取組

- 日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしましょう。
- 地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- 地域の防犯防災活動へ積極的に参加しましょう。

地域の取組

- 災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- 地域の自主防災組織などとの連携強化を図りましょう。
- 防災訓練等、地域での防犯防災活動に取り組みましょう。
- 災害発生時において、要配慮者を支援しましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 災害時における安全を確保するため、各校区別の防災訓練を実施するとともに、自主防災組織による防災訓練の支援
- 一人暮らし高齢者や障がい者、要介護高齢者世帯等、避難行動要支援者の情報を収集し、平常時の見守りや災害時における支援など避難行動要支援者支援の充実
- 地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、防犯活動団体による活動の推進
- 高齢者等要支援家庭の方を詐欺被害から守るための啓発活動の実施
- 災害時にボランティアの活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの設置・運営とそれに関わるボランティアの養成（追加）

(2) 感染症対策の推進(追加)

【今後の方向性】

日常生活や地域福祉活動において、新型コロナウイルス等の感染防止に関しての必要な情報提供や周知啓発を行い、住民の方の感染リスクを避ける生活様式の習慣化を図ります。また、新型コロナウイルスワクチンの接種を希望する方への接種事業を推進します。

市民の取組

- 新しい生活様式「人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・消毒」「3密回避」「体調管理」を実践しましょう。
- 感染状況に応じて、感染リスクの高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会・大人数や長時間に及ぶ飲食・マスク無しでの会話・狭い空間での共同生活・居場所の切り替わり）を回避、注意しましょう。
- 新型コロナウイルス感染者や医療従事者や関係者、ワクチン接種を受けていない方や希望しない方に対する偏見や差別はやめましょう。

地域の取組

- 各事業者団体及び各事業者は、コロナ社会を生き抜く行動指針と業種別ガイドラインを参考として、具体的な「対策ガイドライン」「運営マニュアル」を作成し、感染防止を徹底しましょう。
- 地域の行事・イベント等についても、感染リスクを回避して開催しましょう。また、感染状況に応じて開催制限等の要請に協力しましょう。
- 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を許さない地域社会にしましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 新型コロナウイルス等の感染症に関して必要な情報提供や、感染防止対策の周知啓発
- 新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するための予防接種を実施
- 新型コロナに関する正しい知識を周知し、「必要以上に感染を恐れる」ことからの脱却促進
- 感染状況に応じた社会経済活動の支援
- 相談・支援窓口の設置

(4) 社会復帰をめざす人への支援（追加） ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【今後の方向性】

平成 28 年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」を踏まえ、関係機関と連携し、犯罪を犯した人等の再犯を防ぐとともに、社会復帰を支援します。

市民の取組

- 犯罪から立ち直ろうとする人等が、孤立することなく、地域の一員として社会復帰することへの理解を持ちましょう。

地域の取組

- 地域で見守り、必要に応じて相談機関につなげましょう。
- 事業者等は、居場所づくりや社会復帰に不可欠となる就労等の支援に努めましょう。

市民や地域の取組に対する支援

- 犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」等を通じて、再犯防止に関する地域での理解を促進
- 安全・安心に暮らせる社会の実現に寄与するため、更生保護に携わる保護司会や更生保護女性会の活動を支援
- 身近な地域の活動拠点となる更生保護サポートセンターの運営を支援



資料編

1 中津川市の協議会等の設置等に関する要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市の協議会等（以下「協議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、協議会等を設置する。

(組織)

第3条 協議会などは、別表に定める委員定数により組織する。

(任期)

第4条 協議会等の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会などに会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議決事項を審議するため開催する協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年4月22日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第2条—第4条、第7条関係）

委員会等の名称	担任する事項	委員の任期	委員の定数	委員選任の基準	庶務担当課等の名称
中津川市地域福祉計画策定委員会	(1) 地域福祉計画の策定に関すること。 (2) 地域福祉の課題とその解決方法等の検討に関すること。 (3) 地域福祉計画の進行管理及び見直しに関すること。	2年	20人以内	(1) 住民代表 (2) 社会福祉を目的とする事業を経営する者 (3) 社会福祉に関する活動を行う者 (4) 地域の活性化等に関する活動を行う者	市民福祉部 高齢支援課

2 中津川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

構成区分		区分	氏名	選出団体	備考
(1) 住民代表	1	区会長会連合会	足立 稔	区会長会連合会	
(2) 社会福祉を目的とする事業を営業者	2	医師会	古栄 美佳	恵那医師会	
	3	福祉施設（障がい者）	原 英祐	社会福祉法人 ひがし福祉会 飛翔の里	
	4	福祉施設（高齢・介護）	萱垣 憲英	社会福祉法人 萱垣会 延暦寺広濟寮	副会長
	5	福祉施設（保育所）	横川 哲	社会福祉法人 カトリック名古屋 教区報恩会 麦の穂乳幼児ホーム かがやき	
	6	NPO法人	長谷川 則子	NPO法人 かがやきキッズ クラブ	
	7	NPO法人	三尾 民子	NPO法人 にここ	
	(3) 社会福祉に関する活動を行う者	8	民生委員児童委員 協議会連合会	西尾 俊彦	民生委員児童委員 協議会連合会
9		ボランティア団体	紺野 みえ	中津川市ボラン ティア連絡協議 会	
10		障がい者団体	志津 好則	岐阜県身体障害 者福祉協会 中津川市支部	
11		老人クラブ連合会	加藤 出	中津川老人クラ ブ連合会	
12		P T A	林 陽生	中津川市P T A 連合会	
13		教育委員	小木曾 敏樹	市立小中学校校 長会	
14		社会福祉協議会	三浦 博行	中津川市社会福 祉協議会	会長
15	健康推進員	三尾 ユリ	中津川市健康推 進員		
(4) 地域の活性化等に関する活動を行う者	16	商工会議所	成瀬 博明	中津川商工会議 所	
	17	商工会	伊藤 広忠	中津川北商工会	

中津川市地域福祉計画 第2期計画

平成27年3月

令和4年3月（中間見直し）

発行 中津川市

編集 中津川市 市民福祉部 高齢支援課
〒508-8501 中津川市かやの木町2番1号

TEL : 0573-66-1111